

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

テレワークではモチベーション低下対策を

◆テレワーク実施前後のモチベーション変化

昨今急速に普及したテレワークですが、働く人々のモチベーションにはどのような影響があるのでしょうか。株式会社リクルートキャリアは、コロナ禍でテレワークをするようになった就業者2,272名に、仕事に関するアンケートを実施しました。現在もテレワークを実施している人に働くモチベーションについて聞いたところ、テレワーク実施前では「やや低い」「非常に低い」の回答は14.1%であるのに対して、テレワーク実施後の同指標は22.5% (8.4pt 増) でした。つまり、テレワークによってモチベーションが低下した人が増えているのです。

◆モチベーションを左右する要素

社会組織心理学の第一人者であるハックマンは、取り組むべき仕事は次の5つの

要素をどの程度満たしているかによって、人々のモチベーションが左右されるとしています。

- ① 求められるスキルの多様性
- ② 仕事の全体感の把握
- ③ 仕事の重要性の実感
- ④ 仕事の進め方の裁量
- ⑤ 上司や同僚からのフィードバック

この5つのうち、テレワークによって影響を受けたと感じた人が多かったのが、②仕事の全体感の把握（テレワーク実施前後で20pt減）、③仕事の重要性の実感（同13.2pt減）、⑤上司や同僚からのフィードバック（同15.6pt減）でした。

◆普段以上にコミュニケーションを！

テレワークによるモチベーション低下を防ぐには、上記②③⑤に働きかけることが有効だと考えられます。アンケートのフリーコメントからは、テレワークにより上司や同僚とのコミュニケーションが減少したことによ

って、これらの度合いが低くなったと感じている様子が読み取れます。つまり、テレワークでは、普段以上に上司や部下、同僚間のコミュニケーションを密に行うこと、職場の全員がそれを心掛けることが必要です。テレワークを「導入して終わり」にするのではなく、コミュニケーションをとりやすくするための施策（オンラインツールの活用、1on1の実施等）を行うことが成功の鍵といえるでしょう。

【株式会社リクルートキャリア「新型コロナウイルス禍における働く個人の意識調査」】

https://www.recruitcareer.co.jp/news/20201222_02yga8m.pdf

令和2年「高齢者の雇用状況」～厚生労働省調査より～

◆ほぼ100%の企業が「高齢者雇用確保措置」を講じる
厚生労働省は、高齢者を

65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した「令和2年「高年齢者の雇用状況」」（6月1日現在）を公表しました。

同調査は、従業員31人以上の企業164,033社の状況をまとめたもので、これによると「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）のある企業は164,033社、99.9%（前年同比0.1ポイント増）でした。

◆定年の引上げ、65歳定年企業が増加

「高年齢者雇用確保措置」の実施の内訳は以下のとおりです。

- ・「定年制の廃止」……4,468社、2.7%（変動なし）
- ・「定年の引上げ」……34,213社、20.9%（同1.5ポイント増）
- ・「継続雇用制度の導入」……125,352社、76.4%（同1.5ポイント減）

定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度の導入によって雇用確保措置を講じている企業が多いのがわかります。また、65歳定年企業は30,250社、18.4%（同1.2ポイント増）となっており、大企業、中小企業ともに増加しています。

◆4月から70歳までの就業機会確保が努力義務に

同調査では、66歳以上働ける制度のある企業は、54,802社、33.4%（同2.6ポイント増）、また、70歳以上働ける制度のある企業も、51,633社、31.5%（同2.6ポイント増加）となっています。

4月1日からは高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となります。また、2025年4月には、全企業に65歳までの雇用確保が義務付けられます。今後は、66歳以上の従業員が安心して働くことができるよう社内制度を整備し、高齢者雇用にも取り組んでいくことが必要となるでしょう。

【厚生労働省「令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000715048.pdf>

2月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

1日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格

取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

3月1日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～